

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（抄） .....
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）（抄） .....

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（抄）

（製造数量の許可）

第四条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質を製造するとき。

二 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質を製造するとき。

三 第十三条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質を製造するとき。

四 政令で定める一定数量以下の特定物質を製造するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

三 製造及び貯蔵の場所

四 製造設備の構造及び能力

五 その製造に係る特定物質のうち当該規制年度において輸出されることが見込まれるものとの数量（第八条第二項において「輸出予定数量」という。）及びその仕向地

六 その他経済産業省令で定める事項

3 第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質を製造しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、製造数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

（許可等の基準）

第七条 経済産業大臣は、我が国の特定物質の種類ごとの生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可、第五条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

(製造数量の確認)

第十一条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

第十二条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が当該規制年度内に当該特定物質以外の物質（当該特定物質と当該特定物質以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 原料として使用した者又は使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 原料として使用された数量又は使用されることが確実である数量並びに原料としての使用の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

第十三条 政令で定める特定物質（以下「指定特定物質」という。）を製造しようとする者は、規制年度ごとに、当該特定物質が当該規制年度内に政令で定める用途（以下「特定用途」という。）に使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確実である数量
  - 三 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
  - 四 その他経済産業省令で定める事項
- 3 指定特定物質を製造する者が、その製造に係る指定特定物質にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するための措置を講じて、これを他の者に引き渡す場合として政令で定める場合にあつては、当該引渡しに係る指定特定物質の製造は、第四条第一項の規定の適用については、第一項の確認を受けた者がその確認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）（抄）

（指定特定物質及び特定用途）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質は臭化メチルとし、同項の政令で定める用途は貨物の輸出入に際して行う検疫とする。

附 則

（指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置）

3 平成二十六年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタンについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）」とする。

別表（第一条関係）（抄）

特定物質の種類	特 定 物 質	オゾン破壊係数
一 議定書附属書 AのグループI	(一) トリクロロフルオロメタン（別名CFC—11） (二) ジクロロジフルオロメタン（別名CFC—12） (三) トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC—113） (四) ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC—114） (五) クロロペンタフルオロエタン（別名CFC—115）	一・〇
二 (略)	(略)	一・六
三 議定書附属書	(一) クロロトリフルオロメタン（別名CFC—113）	一・〇



八 C の グ ル ー プ III 議 定 書 附 屬 書	
ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四)
○ ● 一 二	○ ○ ○ ○ 一 ○ 四 二 三 一 一 七 五 二 一 三 二 二 一 一 一 ○ 一 七 八 四 八 ○ 三 四 五 一 九 一 四 五 六 一 九 三 ○ 二 八 九 五 一

九 議定書附属書  
EのグループI

臭化メチル

○・六